

経営力・
資金調達力強化を
目指す中小企業のための



「中小会計要領」の 手引き



はしがき

「決算書の信頼性を向上させたい!」
「投資判断や経営改善を的確にできるようになりたい!」
「スムーズな資金調達や取引先拡大を図りたい!」

このような思いを実現するためには、正しい会計ルールに基づいて日々の記帳を行うことで信頼性のある計算書類を作成し、また、その財務情報を活用して自社の経営状況をタイムリーに把握していくことが重要になります。

しかし、「営業の方が忙しいし、経理担当者も少ないので、なかなか会計に手が回らない」といった悩みを抱えている経営者の方も多いのではないのでしょうか。

平成24年2月1日に公表された「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「中小会計要領」という）は、そのような中小企業の実態を考慮して作成され、大多数の中小企業にとって利用可能な会計ルールとなっています。具体的には税制との調和や中小企業の事務負担の軽減を図る観点から、多くの中小企業の実務で必要と考えられる項目に絞って、簡潔な会計処理等が示されています。

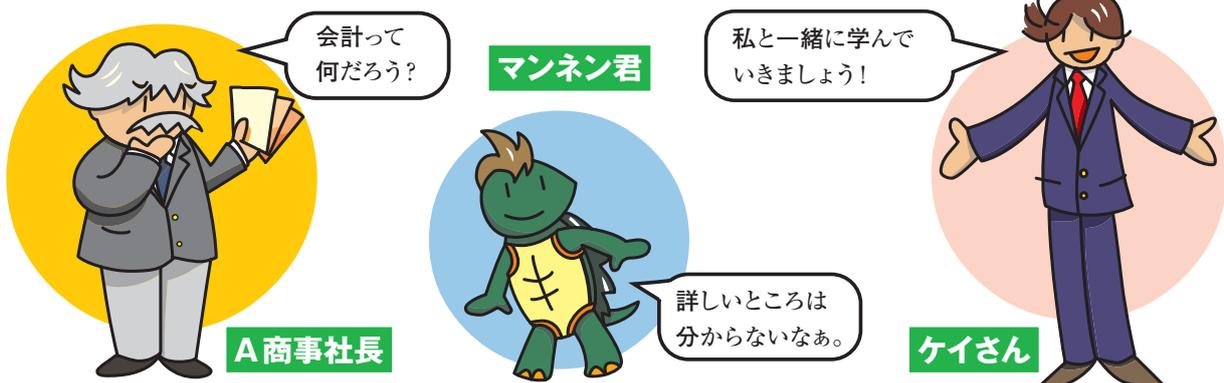
また、中小企業政策に取り組むに当たっての基本原則等を示すものとして平成22年6月に閣議決定された「中小企業憲章」においても、「中小企業の実態に即した会計制度を整え、経営状況の明確化、経営者自身による説明能力の向上、資金調達力の強化を促す」とされており、「中小会計要領」はその「中小企業の実態に即した会計制度」に相当するものです。

この小冊子は中小企業の経営者の方や経理担当者の方が「中小会計要領」に従った計算書類を作成し、それを経営に活用できるように、具体的な会計処理をストーリー立てて示すとともに、それによって完成した計算書類をどのように経営に役立てていけばよいのかを示しています。

是非この小冊子をご参考にしていただき、「中小会計要領」を自社の経営力の強化や資金調達力の強化のためにご活用ください。

平成24年4月
中小企業庁

キャラクター紹介



目次

I 会計全般

- 1 経営に役立つ会計とは何か 03
- 2 決算書が活用される場面 04
- 3 「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」とは 04
- 4 会計の流れ 05
- 5 決算書の内容 06

II 「中小会計要領」にしたがって決算書を作成しよう

- 0 ある中小企業の事例から 09
- 1 会社設立費用を支払った 11
- 2 コピー機をリースした 12
- 3 固定資産を取得した 13
- 4 商品を仕入れた 15
- 5 商品を売り上げた 17
- 6 売掛金が回収できない 18
- 7 増資を行った 20
- 8 有価証券を取得した 21
- 9 外貨建ての取引を行った 23
- 10 翌月払いの従業員給与がある 24
- 11 業績賞与を支給する 25
- 12 退職金制度がある 26
- 13 決算書の作成 27

III 会計を事業に活用しよう

- 0 会計を活かすことの重要性 32
 - 1 事業計画書を作成しよう 33
 - 2 資金繰り表を作成しよう 35
 - 3 資金繰り表を活用しよう 37
 - 4 資金繰りを改善するポイント 38
 - 5 営業利益を高めよう 40
 - 6 金融機関の目線を知ろう 41
 - 7 借入金の返済はできる？ 42
-
- 経営お役立ち情報 43
 - 索引 45

1 経営に役立つ会計とは何か

Q 会計とはどのようなもので、なぜ必要なのですか？

A 会計とは会社の経営成績や財政状態といった経営状況を、数字（金額という単位）で表現することです。

会計を用いることで、経営者が自社の経営成績や財政状態などを数字という具体的な基準で知ることができ、また、会社の経営状況を金融機関、取引先などの外部者に示すことができます。

Q 正確な決算書はなぜ中小企業でも必要とされるのですか？

A 決算書を見れば、その会社の経営状況がわかります。

経営状況がわかることがその会社にとってどのようなメリットがあるか下記の例を参考に説明します。

あなたならどちらの会社と取引しようと思いますか？



甲社	乙社
決算書を（会計ルールに従って）適正に作成しており、財政状態、経営成績について決算書から判断できる。	決算書を適正に作成しておらず、財政状態、経営成績が判断できない。

経営状況のわからない会社と取引をすることは、リスクが高まります。例えば、実際の経営状況は倒産寸前の取引先に対して商品を売り上げてしまい、その直後に取引先が倒産し、あなたは売上代金を回収できなくなるかもしれません。また、金融機関がそのような会社に融資をした場合には、貸付金の回収ができなくなるかもしれません。

そのような状況に陥らないために、あなたや金融機関は、取引先の財政状態や経営成績を事前に把握したいと考えるでしょう。そして、決算書が適正に作成されていないため、財政状態や経営成績が分からない会社とは取引を行わないのではないのでしょうか。

逆にいえば、適正に決算書を作成し、財政状態や経営成績を金融機関や取引先に理解してもらえれば、取引の可能性が増加するというメリットが生まれることになるのです。

2 決算書が活用される場面

Q 決算書が活用される場面を教えてください。

A 決算書は様々な場面で活用され、また提出を求められたりすることがあります。

具体例として次のような場面が考えられます。

- ・自社の財政状態、経営成績を把握し、改善点の有無を検討したい。
- ・金融機関から融資を受ける際に決算書の提出を求められた。
- ・新たな相手先と取引をする際に決算書の提出を求められた。
- ・税金の申告をするために決算書と税務申告書を作成する必要がある。

この他にも決算書が活用される場面は多くあります。

3 「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」とは

Q 「中小会計要領」って何ですか？

A 「中小会計要領」は、次のような中小企業の実態を考慮して作られた新しい会計ルールです。

- ・経理人員が少なく、高度な会計処理に対応できる十分な能力や経理体制を持っていない。
- ・会計情報の開示を求められる範囲が、取引先、金融機関、同族株主、税務当局等に限定されている。
- ・主に法人税法で定める処理を意識した会計処理が行われている場合が多い。

「中小会計要領」と「中小企業の会計に関する指針」との違い

コラム

中小企業向けの会計ルールには、「中小会計要領」と「中小企業の会計に関する指針(中小指針)」があり、中小企業はどちらも参照することができます。主な違いは下記のとおりです。

主な相違点	中小会計要領	中小指針
	中小企業	
想定対象	中小指針と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を主な対象としている。	とりわけ、会計参与設置会社が計算書類を作成する際には、本指針に拠ることが適当とされている。
国際会計基準との関係	安定的な継続利用を目指し、国際会計基準の影響を受けないものとしている。	これまで国際会計基準とのコンバージェンス等による企業会計基準の改訂を勧告している。
各論の項目数等	項目数	18項目(税効果会計、組織再編の会計等も規定)。
	内容	会計参与設置会社が拠ることが適当とされているように、一定の水準を保った会計処理が示されている。
税務上の処理の取扱い	実務における会計慣行を踏まえて規定。	以下の場合に適用できる。 ・会計基準がなく税務上の処理が実態を適正に表している場合 ・あるべき会計処理と重要な差異がない場合。
<例1> 有価証券の期末評価	取得原価を原則的な処理方法としている。	条件付きで取得原価を容認している(市場価格のある株式を保有していても多額でない場合等)。
<例2> 棚卸資産の評価方法	最終仕入原価法を処理方法の一つとしている。	条件付きで最終仕入原価法を容認している(期間損益の計算上著しい弊害がない場合)。

4 会計の流れ



具体的な会計の流れを教えてください。



会計は、日々行った取引を仕訳して記帳し、それを累積していくことで行います。

具体的な流れをみていきましょう。

① 日々の取引の記録

まず、日々行われる取引について適切に仕訳を行います。

例) 1個500円の商品を10個仕入れた。

借方	金額	貸方	金額
商品仕入高	5,000円	現金及び預金	5,000円

例) 商品8個を1個700円で売上げた。

借方	金額	貸方	金額
現金及び預金	5,600円	売上高	5,600円

このように日々の取引を仕訳して記帳し、最終的に決算書を作成するのです。また、取引の際には請求書や領収書など、取引があったことを証明する書類のやりとりをすることもあります。

この書類は、日々の取引を正しく仕訳して記帳しているかという検証に用いることができます。決算時に検証できるように保管しておくことが重要です。

また、日々記帳したものを、毎月、もしくは四半期毎など定期的に集計することによって、自社の経営状況を的確に把握していくことが重要です。



記帳漏れがあると、例えば現金預金の帳簿残高と実際在高が違ってくなど様々な問題が生じてしまいます。忙しくても必ず記帳するようにして下さい。また、記帳したものを毎月、もしくは四半期毎などに集計することによって、自社の経営状況をタイムリーに把握し、経営判断に活用していきましょう!!

取引が発生する都度、記帳していく必要があるのか。だけど、忙しいと記帳を忘れそうだなあ。



② 決算時の処理 ～決算修正・整理～

決算時には最終的な決算書を作成するために、適切な修正、整理を行います。

例えば、期中に行ってしまった誤りの訂正や、減価償却費の計上などの決算整理です。決算整理については、「Ⅱ 中小企業の会計に関する基本要領」にしたがって決算書を作成しよう」内の各項目で説明していきます。

③ 決算書の作成

期中の仕訳の累積や修正・整理の結果が、会計期末で作成する**決算書**となります。

決算書には、会社の会計期末時点での財政状態を表す**貸借対照表**と会社の会計期間の経営成績を示す**損益計算書**、貸借対照表の一部を構成する純資産の変動額を示す**株主資本等変動計算書**の3種類があります。また、これらを補足説明するためのものとして**個別注記表**があります。

5 決算書の内容



貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について教えてください。



それぞれ図を示しながら説明します。

① 貸借対照表

貸借対照表は会社の一定時点の財政状態を示します。すなわち、会社の資金の調達状況とその調達した資金をどのように運用しているのかを示します。

貸借対照表

運用状況	(資産の部)	(負債の部)	調達状況
	I 流動資産	I 流動負債	
	II 固定資産	II 固定負債	
	(1) 有形固定資産 (2) 無形固定資産 (3) 投資その他の資産	(純資産の部)	
III 繰延資産	I 株主資本		

左側（借方）と右側（貸方）は必ず一致する

会社の財政状態が健全かを把握するには貸借対照表のどこを見ればいいの？

資産の部と負債の部のバランスを見るといいでしょう。例えば、資産と負債が同じ金額だけあれば、資産を全て負債の返済に充てなくてはならなくなってしまい、危険な状態です。これがさらに悪化して、負債の金額が資産の金額を上回ってしまうこと（負債＞資産）を債務超過といい、この状態に陥ると信用は大きく落ちてしまうので、資産と負債のバランスには気をつけましょう。

②損益計算書

損益計算書は、会社の一定の会計期間の経営成績を示しています。
損益計算書で表される利益は売上高などの収益から経費等の費用を差し引いて計算されます。

$$\text{利益} = \text{収益} - \text{費用}$$

損益計算書

売上高
売上原価
売上総利益
販売費及び一般管理費
営業利益
営業外収益
営業外費用
経常利益
特別利益
特別損失
税引前当期純利益
法人税等
当期純利益

各利益の意味は下記の通りです。
収益・費用の性質に応じてしっかりと計上区分を判断することが、
損益計算書の信頼性を高めます。



キーワード

売上総利益=売上高-売上原価

売上高は商品や製品の販売といった会社の本業から発生する収益です。売上原価は、その売上高に直接対応する原価です。結果として計算される売上総利益は会社が本業から獲得した基本的な利益を示します。

営業利益=売上総利益-販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は会社の販売・管理活動から生じた費用をいい、具体的には従業員給与、地代家賃、減価償却費等があります。結果として計算される営業利益は会社が本来の活動から獲得した利益を示します。

経常利益=営業利益+営業外収益-営業外費用

営業外収益は、本業以外の活動から生じた収益をいいます。営業外費用は、本業以外の活動から生じた費用のことです。営業外収益の具体例としては、受取利息、受取配当金、営業外費用の具体例としては、支払利息などがあります。結果として計算される経常利益は会社が経常的な活動から獲得した利益を示します。

税引前当期純利益=経常利益+特別利益-特別損失

特別利益・損失は本業以外の活動で臨時的に生じた利益・損失を示すものです。結果として計算される税引前当期純利益は、会社が獲得した「税金を支払う前の」利益を示します。

当期純利益=税引前当期純利益-法人税等

法人税等は、会社の利益に課税される法人税、住民税及び事業税をいいます。結果として計算される当期純利益は、会社が最終的に獲得した利益です。

③株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書は、純資産の部の増減を表したもので、純資産の部の内訳を把握するために作成します。

前期の貸借対照表

資産	負債
	純資産

各項目の当期首残高と一致する

株主資本等変動計算書

項目	株主資本			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	
当期首残高				
当期変動額				
当期末残高			当期純利益	

当期の貸借対照表

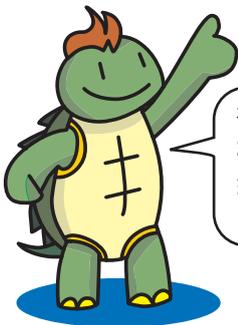
資産	負債
	純資産

各項目の当期末残高と一致する

一致する

当期の損益計算書

費用	収益
当期純利益	

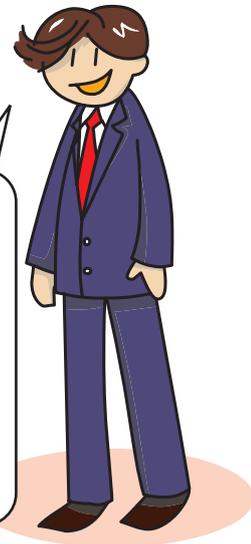


株主資本等変動計算書の項目名は貸借対照表の純資産の部の各項目と同じになっているんだね。



株主資本等変動計算書で留意することは何かあるの？

株主資本等変動計算書は、貸借対照表や損益計算書と関係が深いです。株主資本等変動計算書は、純資産の部の内訳表ですから、貸借対照表の純資産の部の各項目と金額が一致します。また、損益計算書で計算される当期純利益は、純資産の部のうち、繰越利益剰余金を増加させるものですので、繰越利益剰余金の変動と一致することになります。



0 ある中小企業の事例から

A商事のA社長は、平成×3年4月1日に同社を設立し、顧客ニーズを捉えて今後事業を拡大していこうと意欲満々です。

企業データ

会社名：A商事株式会社

業種：卸売業

設立：平成×3年4月1日

資本金：5,000千円

発行済み株式数：100株

決算日：3月31日



A商事の事業を拡大するためには、常に経営の見直しを行い、また、金融機関とも良好な関係を築かなければなりません。

そこでA社長は、「中小企業の会計に関する基本要領」に従って会計処理を行って、計算書類等を作成し、A商事の適正な財務情報を把握し、その計算書類等をもとに経営を分析し、金融機関への説明を行うことにしました。

以下で、A商事の平成×3年度の取引等に基づき計算書類が作成されるまでを見ていきましょう。

貸借対照表

(平成×3年4月1日現在)

(単位：千円)

項目	金額	項目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	5,000		
II 固定資産		II 固定負債	
		負債合計	
III 繰延資産		(純資産の部)	
		I 株主資本	
		資本金	5,000
		純資産合計	5,000
資産合計	5,000	負債・純資産合計	5,000

A商事が平成×3年度(平成×3年4月1日から平成×4年3月31日)に行った取引は右ページのとおりです。



これらの取引をしているのだが、決算書を作成するためには何をすればいいんだい？



それでは次節以降で、各取引について具体的にどのような会計処理をし、決算書を作成すればよいかを、決算整理が必要な項目と併せて見ていきましょう。

期中の取引

日付	取引	項目	参照ページ
平成×3年4月1日	会社設立費用として登記手数料100千円を現金で支払った。	繰延資産	P.11
平成×3年4月2日	コピー機をリースにて賃借した。月額リース料は5千円で、年間リース料として60千円を現金で支払った。	リース取引	P.12
平成×3年4月3日	空調設備を600千円で購入した。設置費用として50千円がかかっており、合計650千円を現金で支払った。	固定資産	P.13
平成×3年4月20日	B社から商品120個を4,800千円で掛で仕入れた。	棚卸資産	P.15
平成×3年5月10日	D社に対して商品80個を7,200千円で売上げ、代金の50%を現金で、30%はD社振り出しの手形を受け取り、残りを掛とした。	金銭債権及び金銭債務	P.17
平成×3年5月15日	D社振り出しの手形2,160千円をJ銀行で割引き、割引手数料60千円を差し引いた2,100千円がA商事の銀行口座に振り込まれた。	金銭債権及び金銭債務	P.17
平成×3年8月1日	40株の新株発行を行い、総額2,000千円の払込を受けた。払込金額の2分の1である1,000千円については資本準備金として計上した。	純資産	P.20
平成×3年8月10日	上場会社であるF社の株式10株を195千円で取得し(売買目的ではない)、代金を現金で支払った。なお、証券会社への購入手数料は5千円であった。	有価証券	P.21
平成×4年3月1日	米国にあるG社に対して、商品20個を22,500ドルで販売した。平成×4年3月1日の為替相場は1ドル80円であった。なお、代金は平成×4年4月10日に入金される予定である。	外貨建取引	P.23

決算における手続(平成×4年3月31日の会計処理)

日付	取引	項目	参照ページ
決算整理	登記費用100千円について5年間で償却する。	繰延資産	P.11
決算整理	決算日において、空調設備の耐用年数を13年とし、定率法を用いて減価償却を実施した。	固定資産	P.14
決算整理	決算日において商品の棚卸を実施した。B社から仕入れた商品20個が実在することが確認できた。棚卸資産の評価方法として最終仕入原価法を採用し、期末商品棚卸高として800千円を計上する。	棚卸資産	P.15
決算整理	商品の棚卸を実施した際に、商品の保管状況が悪かったことにより一部の商品に破損があることが判明した。破損した商品は2個で売却価値はゼロと判断したため評価損80千円を計上する。	棚卸資産	P.16
決算整理	D社に対する売掛金1,440千円が期日に回収できなかった。調査の結果、D社の資産状況が著しく悪化していることが判明したことから、債権額の50%を回収不能見込額として貸倒引当金を計上する。	貸倒損失、貸倒引当金	P.18
決算整理	決算日のF社の株価は1株8千円であった。当期、F社の業績は急激に悪化し、時価の回復の見込みがないと判断した。	有価証券	P.22
決算整理	外貨建売掛金について決算日レートをを用いて換算した。決算日である平成×4年3月31日の為替相場は1ドル82円であった。また、貸倒による損失に備えるため、法人税法の規定に基づく法定繰入率により貸倒引当金を計上する。	外貨建取引	P.23
決算整理	従業員に対する給与手当は月額300千円であり、平成×3年4月から平成×4年2月分については現金で支払っている。給与の支給日は翌月10日であり、決算日において1ヶ月分の給与を未払計上した。	経過勘定	P.24
決算整理	平成×3年度にかかる業績賞与を平成×4年4月に支給する方針であることから、支給見込額100千円について賞与引当金を計上した。	引当金	P.25
決算整理	退職金規程を定めており、退職一時金制度を採用している。決算において退職給付引当金として100千円を計上する。	引当金	P.26

1 会社設立費用を支払った

繰延資産
(要領 12 ページ)



平成×3年4月1日

A社長はA商事を設立し、会社設立費用として登記手数料100千円を現金で支払った。
A商事ではこの支出を繰延資産として計上することにした。

(仕訳)

借方	金額	貸方	金額
創立費 (繰延資産)	100千円	現金及び預金 (流動資産)	100千円

設立登記手数料は、創立費に該当するため、繰延資産として計上することができます。



**繰延資産とは何ですか？
どのようなものが該当するのですか？**



**対価の支払が完了し、これに対応するサービスの提供も受けているが
その支出の効果が将来にわたって生じると期待される費用をいいます。**

創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費及び新株予約権発行費が該当し、これらの項目については、費用として処理する方法のほか、繰延資産として資産計上する方法も認められています。



平成×4年3月31日

繰延資産として計上した設立登記費用100千円を5年間で償却する。

(決算整理仕訳)

借方	金額	貸方	金額
創立費償却 (営業外費用)	20千円	創立費 (繰延資産)	20千円

設立登記費用100千円÷5年×12ヶ月÷12ヶ月=20千円を費用計上します。



繰延資産の決算時の処理を教えてください。



繰延資産は、その効果の及ぶ期間にわたって償却する必要があります。

費用化する際の期間は繰延資産ごとに定められています。
期間内ならば自社で定めた年数にすることも可能です。

繰延資産	償却期間
創立費、開業費、開発費	5年以内
株式交付費、新株予約権発行費	3年以内
社債発行費	社債の償還までの期間

支出効果が期待されなくなった場合は、
一時に費用処理する必要があります。



2 コピー機をリースした

リース取引
(要領 13 ページ)



平成×3年4月2日

A 商事は、事業を始めるに当たり、コピー機をリースにて賃借した。月額リース料は5千円で、年間リース料として60千円を現金で支払った。

(仕訳)

借方	金額	貸方	金額
支払リース料 (販売費及び一般管理費)	60千円	現金及び預金 (流動資産)	60千円

賃貸借取引に係る方法を採用した場合、当期に発生したリース料を費用として計上します。



リース取引はどのように処理を行えばよいか教えてください。



リース取引は**賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理する方法か売買取引に係る方法に準じて会計処理する方法のどちらかを適用して処理を行います。**



賃貸借取引に係る方法 リース期間の経過とともに、支払リース料を費用処理する方法をいいます。

売買取引に係る方法 通常の売買取引と同様に考える方法であり、金融機関等から資金の借入を行って資産を購入した場合と同様に扱う方法をいいます。



中小企業が一般的にリース会社との間でリース取引をする場合には、会計上、賃貸借取引に係る方法に準じて「支払リース料」として費用処理することができます。「支払リース料」として処理しても、リース期間定額法で計算された税務上の償却限度額と同額である場合には、法人税申告の際に特段の調整は不要です。



<リース期間定額法>

1 事業年度の減価償却費 = リース料総額 ÷ リース期間 (年)

なお、期中でリース契約をした場合は、経過月数分だけ減価償却費を計上することとなります。



税務申告上の注意点を教えてください。



リース料の支払いがリース期間に渡って每期一定となっていない場合には調整が必要となる場合があります。

法人税法上のリース資産にかかる減価償却費の限度額(損金算入限度額)は上記のリース期間定額法で計算されます。通常、リース料の支払がリース期間に渡って每期一定となっているようなリース契約では、リース期間定額法で計算された償却限度額と会計上「支払リース料」として経費処理した金額が一致し、法人税申告の際に特段手続きは発生しません。しかし、リース料の支払いが初年度に大きく、以降年毎に支払額が減少するなど支払額が每期一定でないリース契約のような場合には、会計上の「支払リース料」と税務上の償却限度額に差が生じ、確定申告の際に損金算入額の修正が必要になりますので、ご注意ください。その場合には、法人税申告の際に「法人税申告書別表十六(四)」の添付が必要となります。

3 固定資産を取得した

固定資産
(要領 11 ページ)



平成×3年4月3日

A 商事は、事務所の冷暖房設備を600千円で購入した。設置費用として50千円がかかっており、合計650千円を現金で支払った。

(仕訳)

借方	金額	貸方	金額
建物付属設備 (有形固定資産)	650千円	現金及び預金 (流動資産)	650千円

冷暖房設備の購入金額は600千円でありその設置費用は50千円です。設置費用は資産を使用するために必要な付随費用であり、この設備を取得・使用するために要した金額である「取得価額」は購入金額600千円+設置費用50千円=650千円となります。



固定資産とは何ですか。



固定資産とは企業が長期間にわたり事業活動に使用するために所有するものをいいます。

具体的には、土地、設備などの有形固定資産、借地権などの無形固定資産及び投資その他の資産に分類されます。



固定資産を取得した場合、いくらで計上するのですか？



「固定資産」は、取得時において「取得価額」で計上します。



取得価額 資産の取得又は製造のために要した金額のことです。取得の場合、付随費用も含まれます。

付随費用 設置費用など、資産を使用するために必要な支出をいいます。

「固定資産を取得価額で計上する」ということは、分かりやすく言えば「固定資産を取得・使用するために要した金額で計上する」ということです。

なお、期末には減価償却を行い、期末の決算書には取得原価(=取得価額-減価償却累計額)で計上することになります。



取得時に要した金額を取得価額というのに対して、取得価額に基づき計算された金額のことを取得原価といいます。固定資産の場合、取得価額に基づいて減価償却費を計算して、取得価額からこの減価償却累計額を差し引いた金額が貸借対照表に計上されることになり、このような金額を取得原価といいます。棚卸資産や有価証券の売却原価や期末計上額も取得価額に基づいて取得原価を算定し計上することになります。





平成×4年3月31日

決算日において、4月に取得した冷暖房設備の耐用年数を13年とし、定率法を用いて減価償却を実施した。A商事は耐用年数を決定する際に、法人税法上の耐用年数を用いている。

(決算整理仕訳)

借方	金額	貸方	金額
減価償却費 (販売費及び一般管理費)	124千円	建物付属設備 (有形固定資産)	124千円

取得価額:650千円、償却方法:定率法、耐用年数:13年、定率法償却率:0.192

定率法では、未償却残高に償却率を乗じて当期の減価償却費を計算します。

償却費: 650千円 × 0.192 = 124千円 (説明の都合上、千円未満は切り捨てています)

※上記のように、減価償却費を償却対象資産勘定から直接減額する場合には、減価償却累計額の注記が必要です。

<個別注記表> (貸借対照表に関する注記) 有形固定資産の減価償却累計額 124千円



固定資産の決算時の処理はどのように行うのですか？



土地など非償却資産を除いた「有形固定資産」やソフトウェアなどの「無形固定資産」については、決算時に「相当の減価償却」を行います。

※「相当の減価償却」とは、一般的に、耐用年数にわたって、毎期、定期的に減価償却を行うことが考えられます。



減価償却 固定資産の価値の減少を使用可能な期間にわたって費用として計上することをいいます。



なぜ、減価償却を行う必要があるのかな？

固定資産の取得に要した支出額を、適切に費用として配分するためです。また、固定資産を使用して収益を獲得しているのに、対応する費用が計上されないと適正な利益計算ができていないといえません。そのため減価償却が必要なのです。



減価償却を行うためには、前述した取得価額、減価償却の方法及び使用可能期間(耐用年数)を決定する必要があります。

固定資産は、定額法・定率法等の方法により減価償却を行います。定額法とは毎期一定の金額で価値の減少を費用化する方法であり、定率法とは毎期一定率(償却率といいます)を用いて価値の減少を費用化する方法をいいます。どの方法を採用するかは会社の方針として定める必要があります。ただし、減価償却の方法は、毎期継続して同じ方法を適用する必要があり、これを変更するに当たっては、合理的な理由を必要とし、変更した旨、その理由及び影響の内容を注記する必要があります。

耐用年数は、法人税法が定める期間を用いることが実務上一般ですが、固定資産の性質・用途・使用状況等を考慮して適切な利用期間を耐用年数とすることも可能です。なお、法人税法上の耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号)」を参照することで把握できます。

4 商品を仕入れた

棚卸資産
(要領9ページ)



平成×3年4月20日

A商事は、いよいよ販売の事業にとりかかるため、まずはB社から商品120個を4,795千円で仕入れ、買入手数料5千円と合わせた4,800千円を掛とした。

(仕訳)

借方	金額	貸方	金額
商品仕入 (売上原価)	4,800千円	買掛金 (流動負債)	4,800千円

取得価額は、購入にかかった代価と付随費用の合計です。そのため、購入代価4,795千円と買入手数料5千円の合計4,800千円が取得価額です。



棚卸資産を購入した場合、いくらで計上するのですか？



会計上、「棚卸資産」は、取得時において「購入代価」に「付随費用」を含めた「取得価額」で計上します。

なお、期末には、下記の決算整理により期末商品棚卸高を算定し、原則として取得原価で決算書に計上します。



棚卸資産 基本的に商品や製品など、販売目的で保有し、かつ売却を予定した資産。
取得価額 購入代価や製造原価に付随費用を加えた金額。
購入代価 購入した資産自体の金額。
付随費用 買入手数料、荷役費、引取費用など。
取得原価 取得価額に基づいて個別法や先入先出法などを用いて算定した金額。



平成×4年3月31日

決算日において商品の棚卸を実施したところ、B社から仕入れた商品20個が実在することが確認できた。棚卸資産の評価方法として最終仕入原価法を採用することとし、期末商品棚卸高として800千円を計上した。

(決算整理仕訳)

借方	金額	貸方	金額
商品 (流動資産)	800千円	期末商品棚卸高 (売上原価)	800千円

B社からの最終商品仕入が平成×3年4月20日の取引であった場合、1個当たりの仕入原価は40千円(4,800千円÷120個)ですので、40千円×20個の800千円が期末商品棚卸高となります。



棚卸資産の決算時の処理はどのように行うのですか？



決算日に残った「棚卸資産」は、「原価法」又は「低価法」で評価します。

どちらを採用するかは、会社の方針として定める必要があります。



原価法 取得原価により期末棚卸資産を評価する方法。「最終仕入原価法」「個別法」「先入先出法」「総平均法」「移動平均法」「売価還元法」などがあります。
低価法 期末における時価が取得原価よりも下落した場合に、時価によって評価する方法。



平成×4年3月31日

商品の棚卸を実施した際に、商品の保管状況が悪かったことにより一部の商品に破損があることが判明した。A社長は破損した商品は2個で売却価値はゼロと判断したため評価損80千円を計上する。

(決算整理仕訳)

借方	金額	貸方	金額
期末商品棚卸高 (売上原価)	80千円	商品 (流動資産)	80千円

1個当たり40千円の商品2個が破損により売却価値がゼロと判断されたので、40千円×2個の80千円を商品評価損(期末商品棚卸高の減少)として処理します。

Q 棚卸資産の「時価」が、「取得原価」よりも下がった場合はどうするのですか？

A 評価損の計上を検討する必要があります。

会計上、原価法を採用した場合であっても、時価が取得原価よりも著しく下落したときには評価損を計上します(回復の見込みがあると判断できた場合は不要です)。

もし低価法を採用した場合には、回復の見込みの判断をせずに評価損を計上します。



時価 個々の商品等ごとの売価か、最近の仕入金額により把握することが考えられます。



5 商品を売り上げた

金銭債権及び
金銭債務
(要領6ページ)



平成×3年5月10日

A商事は、D社に対して商品80個を7,200千円で売上げ、代金の50%を現金で、30%はD社振り出しの手形を受け取り、残りを掛とした。

(仕訳)

借方	金額	貸方	金額
現金及び預金 (流動資産)	3,600千円	売上高 (売上)	7,200千円
受取手形 (流動資産)	2,160千円		
売掛金 (流動資産)	1,440千円		

現金で売り上げた金額は7,200千円×50%=3,600千円、手形で売り上げた金額は7,200千円×30%=2,160千円、掛で売り上げた金額は7,200千円-3,600千円-2,160千円=1,440千円です。手形で売り上げた分と掛で売上げた分については、現金を受け取っていませんが、現金の代わりに「受取手形」「売掛金」という将来金銭を受け取る権利、すなわち金銭債権を取得しています。



平成×3年5月15日

A商事は、平成×3年5月10日に受け取ったD社振り出しの手形2,160千円をJ銀行で割引き、割引手数料60千円を差し引いた2,100千円がA商事の銀行口座に振り込まれた。なお、期中に到来する満期日においてD社からJ銀行へ手形の支払が行われている。

(仕訳)

借方	金額	貸方	金額
現金及び預金 (流動資産)	2,100千円	受取手形 (流動資産)	2,160千円
手形売却損 (営業外費用)	60千円		

割引いた手形金額を受取手形の残高から控除します。また、手形割引手数料60千円は、手形を割引いた日に、「手形売却損」として費用計上する必要があります。



銀行で割引いた手形や取引先に裏書譲渡した手形の満期日が決算日以後の場合、どのような処理が必要ですか？



A 割引額、裏書譲渡額を個別注記表に記載することが必要です。

受取手形を銀行で割引いたり、取引先に裏書譲渡した場合は、手形割引額や裏書譲渡額が受取手形の残高から控除されるため、この受取手形は貸借対照表に計上されなくなります。企業の資金繰り状況を見る上で、手形を割引き又は裏書した場合でも、手形の期日に支払義務者(振出人)の支払いがない場合には、一定の金額が請求される可能性があり(遡及義務)、受取手形の割引額や裏書譲渡額の情報は重要であるため、受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額は注記する必要があります。

6 売掛金が回収できない

貸倒損失、
貸倒引当金
(要領7ページ)



平成×4年3月31日

D社に対する売掛金1,440千円が回収期日に回収できず、決算日現在、未回収のままです。調査の結果、D社の資産状況が悪化してきていることが判明し、50%分については回収不能のおそれがあると判断した。

(決算整理仕訳)

借方	金額	貸方	金額
貸倒引当金繰入額 (販売費及び一般管理費)	720千円	貸倒引当金 (流動資産から一括控除)	720千円

D社に対する売掛金1,440千円は期日までに回収できず、決算日現在、未回収のままです。調査の結果、D社の資産状況が著しく悪化していることが判明し、A商事としては、50%分の回収は難しいと考えています。

そこで1,440千円の50%である720千円を回収不能見込額と考え、720千円の貸倒引当金繰入額を費用計上し、同額だけ貸倒引当金を計上します。



**得意先の掛代金（売掛金）について
回収不能のおそれがあります。
どのように会計処理すればよいでしょうか？**



回収不能と見込まれる額がいくらか見積もって「貸倒引当金」を計上します。

なお、一般の金銭債権についても法人税法上の法定繰入率や過去の貸倒実績率などを用いて貸倒引当金を見積り、計上します。具体的な方法については、P.23を参照して下さい。



得意先ごとに期日までに売掛金が支払われているか、支払われていなければ期日をどのくらいの期間経過しているか管理することが有用です。このような管理ができていれば、「期日から一定期間経過しても支払われなければ、100%引当計上する」などといった貸倒引当金計上の判断基準にも利用できます。

売掛金が得意先の倒産等により法的に消滅した場合

コラム

売掛金が倒産等により法的に消滅してしまった場合は「貸倒損失」として、損失計上します。



貸倒損失 金銭債権が法的に消滅したことや回収不能となることにより生じた損失をいいます。



事例 甲社は乙社に対して1,000千円の売掛金を有していましたが、乙社に対する売掛金1,000千円は期日までに回収されず、期末日までの間に乙社の倒産手続の過程で甲社の売掛金は法的に消滅してしまいました。

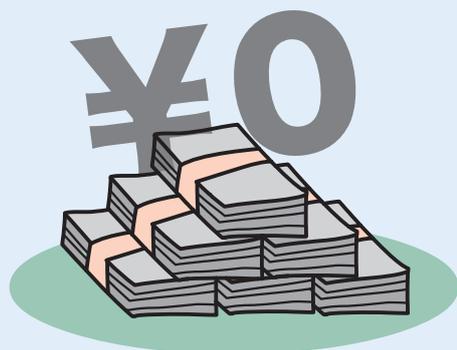
(仕訳)

借方	金額	貸方	金額
貸倒損失 (販売費及び一般管理費)	1,000千円	売掛金 (流動資産)	1,000千円

乙社に対する売掛金1,000千円は期末日現在、法的に消滅しているため、未回収分1,000千円全額が損失として処理されます。すなわち、1,000千円を貸倒損失として損失処理し、売掛金を同額、直接減額します。

金銭債権の計上額を全額回収できない場合は、計上額の見直しをします。

見直しの結果、計上される損失のことを「貸倒損失」といい、金銭債権の計上額を直接減額します（これに対し、直接減額しないものとして前述した「貸倒引当金」があります）。



貸倒損失がいくらあるかということは、銀行などの金融機関にとって、とても重要な情報です。だから、支払いが滞っている得意先や貸付先等について、毎期、期末日直近の貸借対照表などの判断に必要な資料を適時に入手することや貸倒損失に計上する基準を決めておく事が継続的な処理を行う上で重要になってきます。



この結果、乙社に対する売掛金の計上額がゼロとなるんだね！



7 増資を行った

純資産
(要領 17 ページ)



平成×3年8月1日

A社長は、事業が順調に拡大し資金が必要となったことから増資を行うこととし、40株の新株発行を行い、総額2,000千円の払込みを受けた。払込金額の2分の1である1,000千円については資本準備金として計上した。

(仕訳)

借方	金額	貸方	金額
現金及び預金 (流動資産)	2,000千円	資本金 (株主資本)	1,000千円
		資本準備金 (株主資本)	1,000千円

新たに出資を受けた場合には、資本金の増加として処理します。ただし、会社法の規定により、払込まれた金額の2分の1を超えない額については、資本準備金として計上することができます。



**純資産とは何ですか。
純資産にはどのようなものがあるのですか。**



**貸借対照表の資産の部の合計額から、
負債の部の合計額を控除した金額をいいます。**



株主資本 資本金、資本剰余金、利益剰余金から構成されます。資本金、資本剰余金は株主から会社に払込まれた金額をいい、利益剰余金は各期の利益の累計額から株主への配当等を控除した金額をいいます。

株主資本の内容は様々に区分されており、詳細は下表のとおりです。

株主資本	資本金		株主から払込みを受けた金額のうち、資本金として繰り入れた金額。	
	資本剰余金	資本準備金	株主から払込みを受けた金額のうち、会社が資本金としなかった金額や、その他資本剰余金から配当するときに、利益準備金と合わせて資本金の4分の1に達していないときに計上すべきもの。	
		その他資本剰余金	資本剰余金のうち、会社法で定める資本準備金以外のもの。資本金及び資本準備金の取崩しなどによって生じるもの。	
	利益剰余金	利益準備金		その他利益剰余金から配当する際に、資本準備金と合わせて資本金の4分の1に達していないときに計上すべきもの(達していない額が、配当額の10分の1の額のいずれか小さい額の利益剰余金配当割合を計上)。
		その他利益剰余金	任意積立金	会社が独自の判断で積み立てるもの。
			繰越利益剰余金	任意積立金以外のもの。
自己株式		自社の株式を自社で保有しているもの。マイナス表示される。		

8

有価証券を取得した

有価証券
(要領8ページ)



平成×3年8月10日

上場会社であるF社の株式10株を195千円で取得し(売買目的ではない)、代金を現金で支払った。なお、証券会社への購入手数料は5千円であった。

(仕訳)

借方	金額	貸方	金額
投資有価証券 (投資その他の資産)	200千円	現金及び預金 (流動資産)	200千円

購入時に要した有価証券そのものに対する代価が195千円で、証券会社への購入手数料が5千円であるため、合計200千円を取得価額として投資有価証券に計上します。



有価証券を購入した場合、いくらで計上するのですか？



「有価証券」は、購入時において「取得価額」で計上します。

なお、有価証券の売却時の売却原価や期末の貸借対照表には、取得価額に基づいて算定した「取得原価」で計上します。

ただし、短期間の価格変動により利益を得る目的で相当程度の売買を行う売買目的有価証券については期末において「時価」で計上します。



有価証券 株券、債券などの財産的価値がある証券のことです。

取得価額 購入時に要した有価証券そのものに対する代価と証券会社などへの購入手数料等の合計額のことです。

中小会計要領では、売買目的以外の有価証券は期末の貸借対照表に「取得原価」で計上できることとなっています。ただし、金融機関などでは、有価証券の時価を考慮してその会社の財政状態や経営成績を見る場合がありますので、経営者としても時価を意識しておくことが重要です。





平成×4年3月31日

決算日のF社の株価は1株8千円でした。当期、F社の業績は急激に悪化し、A社長としては時価の回復の見込みがないと判断した。

(決算整理仕訳)

借方	金額	貸方	金額
投資有価証券評価損 (特別損失)	120千円	投資有価証券 (投資その他の資産)	120千円

取得価額である200千円が期末のF社株式の期末の取得原価となります。

一方でF社株式の時価は80千円(@8千円×10株)であり、取得原価の50%程度以上下落しており、A社長は回復の見込みはないと判断しました。このため、評価損を計上しなければなりません。



期末になって、有価証券の時価が著しく下落してしまいました。何か特別な処理が必要になるのでしょうか？



評価損の計上が必要です。

会計上は、時価が取得原価より著しく下落したときは、回復の見込みがあるかないかを判断し、回復する見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上し、財産的価値がなくなった部分を切り捨てて、現在の価値を明確にする必要があります。



時価の著しい下落 有価証券の時価が、取得原価よりも大きく下がることをいいます。具体的には、時価が取得原価の50%程度以下に落ち込んだ場合が考えられます。



有価証券の評価のためにはどんな準備が必要なの？



評価のために必要なこととして、インターネット等で時価を調べることが難しい非上場会社の株式などは、「大幅な債務超過等になってほとんど価値がないこと」や「1株当たり純資産額が1株あたり取得原価に比べておおむね50%以上、下回ること」などの判断基準を決めておくといいですね。

さらに回復の見込みがあるかどうかの判断のために「過去3年連続赤字が続いている」などの判断基準も決めておいてどちらも経理規程に明記しておく金融機関からの信頼度もアップしますよ。



外貨建ての取引を行った

外貨建取引等
(要領 16 ページ)



平成×4年3月1日

A 商事の商品には海外からも引き合いがあり、米国にある G 社に対して、商品 20 個を 22,500 ドルで販売した。平成×4年3月1日の為替相場は1ドル80円であった。なお、代金は平成×4年4月10日に入金される予定である。

(仕訳)

借方	金額	貸方	金額
売掛金 (流動資産)	1,800 千円	売上高 (売上)	1,800 千円

外貨ベースでの取引額 22,500 ドルに取引時の為替相場である 80 円/ドルを乗じた 1,800 千円が円貨での売上高となります。



外貨建取引を行ったときの処理を教えてください。



外貨建取引は取引発生時の為替相場で円貨に換算します。為替予約を行っている場合には、決済時における確定の円換算額で計上することができます。

換算の際の為替相場は銀行等の金融機関から得られる為替相場を用いるのが一般的です。なお、取引が発生した日の為替相場のほか、前月の平均為替相場等、直近の一定期間の為替相場や、前月末日の為替相場等、直近の一定の日の為替相場を用いることも考えられます。



平成×4年3月31日

決算日である平成×4年3月31日の為替相場は1ドル82円であった。ドル建て売掛金の評価替えを行う。また、貸倒による損失に備えるため、法人税法の規定に基づく法定繰入率により貸倒引当金を計上する。

(決算整理仕訳)

借方	金額	貸方	金額
売掛金 (流動資産)	45 千円	為替差益 (営業外収益)	45 千円
貸倒引当金繰入額 (販売費及び一般管理費)	18 千円	貸倒引当金 (流動資産から控除)	18 千円

決算日の為替相場は 82 円/ドルですので、貸借対照表に計上すべき金額は 22,500 ドル×82 円/ドル=1,845 千円となります。このため取引時と比べて 45 千円だけ大きくなっています。資産が大きくなっている(将来の入金額が大きくなっている)ため、この差異は、当期の利益(為替差益)として損益計算書に計上することになります。

評価替後の債権残高 1,845 千円に法定繰入率(卸売業 10/1000)を乗じた 18 千円を貸倒引当金として計上します。



取引で発生した債権債務(外貨建債権債務)が期末まで残っている場合の処理を教えてください。



外貨建債権債務が期末まで残っている場合、貸借対照表に記載する金額は、取引を行った時の為替相場による円換算額か、決算日の為替相場による円換算額かのいずれかで計上します。

なお、決算日の為替相場のほか、決算日の前後一定期間の平均為替相場を利用することも考えられます。

10 翌月払いの従業員給与がある

経過勘定
(要領10ページ)



平成×4年3月31日

A商社の従業員に対する給与手当は月額300千円であり、給与の支給日は翌月10日である。平成×3年4月から平成×4年2月分については各翌月10日に支払っているが、3月分の給与については3月末時点でまだ支払っていないことから決算日において1ヶ月分(3月分)の給与を未払計上した。

(決算整理仕訳)

借方	金額	貸方	金額
給与手当 (販売費及び一般管理費)	300千円	未払費用 (流動負債)	300千円

平成×4年3月分については、給与の支給日が翌月10日(支払日:4月10日)ということで実際に給与手当は支払っていないものの、従業員から労働というサービスを受けていることから、3月分の給与手当相当額は当期の未払費用として計上する必要があります。この未払費用は、「経過勘定」と呼ばれています。



Q どうして経過勘定が必要なのでしょう?



A 収益と費用は、現金及び預金を受け取った又は支払った期間の収益又は費用として計上するのではなく、その発生した期間に計上する必要があります。



キーワード

経過勘定の内容と具体例

勘定科目	内容	具体例	取扱い
前払費用	決算期末においていまだ提供を受けていないサービスに対して支払った対価	前払いの支払家賃や支払保険料、支払利息等	当期の損益計算に含めない
前受収益	決算期末においていまだ提供していないサービスに対して受け取った対価	前受けの家賃収入や受取利息等	当期の損益計算に含めない
未払費用	既に提供を受けたサービスに対して、決算期末においていまだその対価を支払っていないもの	後払いの支払家賃や支払利息、従業員給料等	当期の損益計算に反映する
未収収益	既に提供したサービスに対して、決算期末においていまだその対価を受け取っていないもの	後払いの家賃収入や受取利息等	当期の損益計算に反映する

11 業績賞与を支給する

引当金
(要領 14 ページ)



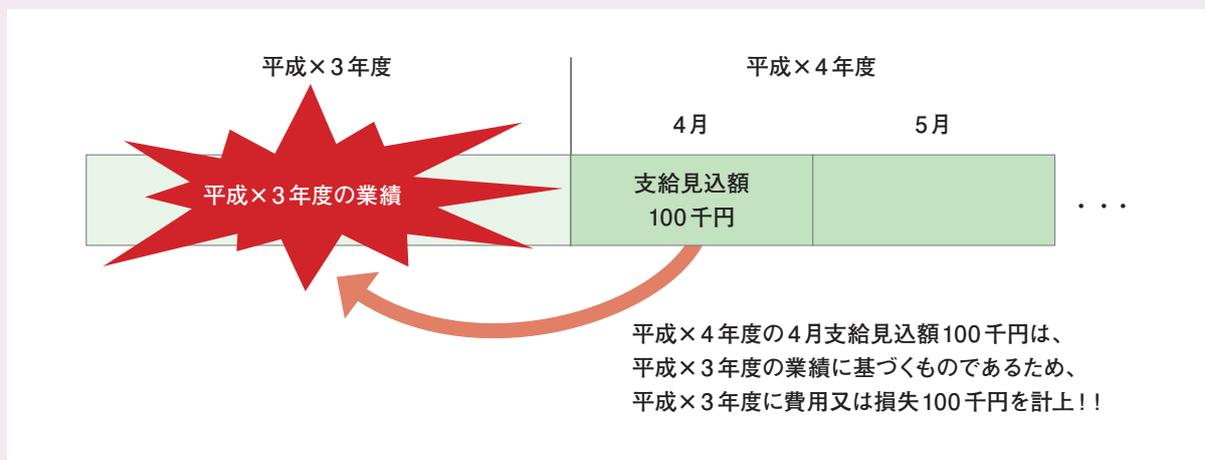
平成×4年3月31日

A 商事は、平成×3年度にかかる業績賞与を平成×4年4月に支給する方針であることから、支給見込額 100 千円について賞与引当金を計上した。

(決算整理仕訳)

借方	金額	貸方	金額
賞与引当金繰入額 (販売費及び一般管理費)	100 千円	賞与引当金 (流動負債)	100 千円

賞与の支給時期が翌期以降であっても、支給対象期間 (= 「×3年度」) や支給原因 (= 「×3年度」の業績) が当期 (= 「×3年度」) に帰属する場合には当期の費用として計上します。



賞与引当金 翌期以降に支払う予定のボーナスに関して計上される引当金です。

また、賞与引当金は発生割合に基づき計上することもあります。

例えば、3月決算のX社があるとします。

X社の賃金規程では、年2回(6月、12月)の賞与の支給が定められています。それぞれ月額給与の1ヶ月分が支給され、支給対象勤務期間は、6月賞与は1月から6月、12月賞与は7月から12月となっております。

この場合、3月末時点において6月賞与の支給対象勤務期間6ヶ月間のうち半分の3ヶ月間(1月から3月)が経過していますので、X社では3月末の決算において、6月に支給予定の賞与金額の半分(6ヶ月のうちの3ヶ月分)の賞与引当金を計上する必要があります。



12 退職金制度がある

引当金
(要領 14 ページ)



平成×4年3月31日

A 商事は、退職金規程を定めており、退職一時金制度を採用している。
したがって、決算において退職給付引当金として自己都合要支給額100千円を計上した。

(決算整理仕訳)

借方	金額	貸方	金額
退職給付費用 (販売費及び一般管理費)	100千円	退職給付引当金 (固定負債)	100千円



退職給付

退職金規程等にもとづき、従業員の退職以後に、一時金支給又は年金支給などの方法で支給される退職金のことです。

退職金規程

退職金の支給条件・支給額の決定方法・支給方法などを定めた規程のことです。

退職一時金制度

退職金を一時金として支給する制度のことです。

自己都合要支給額

従業員が退職する原因として、会社の都合による場合と従業員自身の都合による場合があると考えられ、通常、退職金の金額も異なりますが、このうち従業員自身の都合による退職の場合に会社が支給しなければならない金額のことです。

企業年金制度

退職金を年金として支給する制度のことです。



「退職給付引当金」とは、
そもそもどのようなものでしょうか？



「退職給付引当金」とは、将来的に支払う必要がある各従業員への退職金に対する引当金のことです。

退職金規程や退職金等の支払いに関する合意があり、退職一時金制度を採用している場合においては、当期末における退職給付に係る自己都合要支給額を引当計上する必要があります。

なお、中小企業退職金共済、特定退職金共済、確定拠出年金等、将来の退職給付について拠出以後に追加的な負担が生じない制度を採用している場合においては、毎期の掛金を費用処理します。



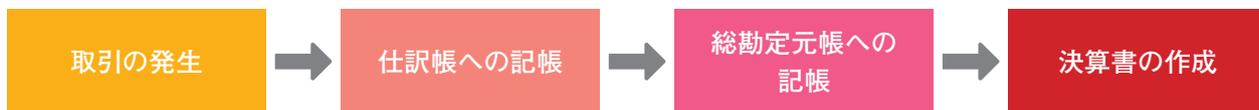
決算日時点で、従業員全員が自己都合によって退職した場合に必要な退職金の総額を基礎として、例えば、その一定割合を退職給付引当金として計上する方法が考えられます。



13 決算書の作成

この章では、一般的な取引事例について具体的にどのような会計処理を行えばよいかみてきました。ここからは実際に取引の発生から決算書の作成までの流れをみていきましょう。

一般的な流れは、以下のとおりです。



それではまず、仕訳帳への記帳を見ていきましょう。

A商事は、これまでみてきた当期の取引を、その都度仕訳帳に記帳していたため、決算日におけるA商事の仕訳帳は以下ようになっております。仕訳帳への記帳は**取引が発生する都度**行うことが必要です。

仕訳帳

(H×3年4月1日~H×4年3月31日)

(単位：円)

日付	借方	金額	貸方	金額
4/1	現金預金	5,000,000	資本金	5,000,000
4/1	創立費	100,000	現金預金	100,000
4/2	支払リース料	60,000	現金預金	60,000
4/3	建物付属設備	650,000	現金預金	650,000
4/20	商品仕入高	4,800,000	買掛金	4,800,000
5/10	現金預金	3,600,000	売上高	7,200,000
	受取手形	2,160,000		
	売掛金	1,440,000		
5/15	現金預金	2,100,000	受取手形	2,160,000
	手形売却損	60,000		
8/1	現金預金	2,000,000	資本金	1,000,000
			資本準備金	1,000,000
8/10	投資有価証券	200,000	現金預金	200,000
3/1	売掛金	1,800,000	売上高	1,800,000
3/31	創立費償却	20,000	創立費	20,000
3/31	減価償却費	124,000	建物付属設備	124,000
3/31	商品	800,000	期末商品棚卸高	800,000
3/31	期末商品棚卸高	80,000	商品	80,000
3/31	貸倒引当金繰入額	720,000	貸倒引当金	720,000
3/31	投資有価証券評価損	120,000	投資有価証券	120,000
3/31	売掛金	45,000	為替差益	45,000
3/31	貸倒引当金繰入額	18,000	貸倒引当金	18,000
3/31	給与手当	3,300,000	現金預金	3,300,000
3/31	給与手当	300,000	未払費用	300,000
3/31	賞与引当金繰入額	100,000	賞与引当金	100,000
3/31	退職給付引当金繰入額	100,000	退職給付引当金	100,000
3/31	法人税等	15,000	未払法人税等	15,000



仕訳帳は取引が発生する都度、記帳していく必要があるんだね。

忙しくても必ず記帳するようにして下さい。総勘定元帳への転記は、決算日に一年分纏めて行うのではなく、1ヶ月毎など、一定期間毎に行っていくと作業負担も軽減でき、毎月の自社の経営状況の把握にも役立ちます。



続いて仕訳帳を用いて総勘定元帳に転記します。総勘定元帳は勘定科目ごとに作成する必要があります。例えば、現金預金、売掛金、売上高について総勘定元帳を作成すると（単位は全て円）、

現金預金

日付	相手勘定科目名	摘要	借方	貸方	計
	(前期繰越)				0
4/1	資本金	設立時払込資本	5,000,000		5,000,000
4/1	創立費	登記費用		100,000	4,900,000
4/2	支払リース料	H×3年度コピー機リース料		60,000	4,840,000
4/3	建物附属設備	空調設備、設置費用		650,000	4,190,000
5/10	売上高	D社売上	3,600,000		7,790,000
5/15	受取手形	手形割引	2,100,000		9,890,000
8/1	資本金	増資	1,000,000		10,890,000
8/1	資本準備金	増資	1,000,000		11,890,000
8/10	投資有価証券	F社株式		200,000	11,690,000
3/31	給与手当	H×3年4月～H×4年2月分		3,300,000	8,390,000
	(累計)				8,390,000

売掛金

日付	相手勘定科目名	摘要	借方	貸方	計
	(前期繰越)				0
5/10	売上高	D社売上	1,440,000		1,440,000
3/1	売上高	G社売上 (22,500ドル)	1,800,000		3,240,000
3/31	為替差益	G社売掛金 評価替	45,000		3,285,000
	(累計)				3,285,000

売上高

日付	相手勘定科目名	摘要	借方	貸方	計
	(前期繰越)				0
5/10	現金預金	D社売上		3,600,000	3,600,000
5/10	受取手形	D社売上		2,160,000	5,760,000
5/10	売掛金	D社売上		1,440,000	7,200,000
3/1	売掛金	G社売上 (22,500ドル)		1,800,000	9,000,000
	(累計)				9,000,000

となります。そして、各勘定科目で作成した総勘定元帳の累計金額を貸借対照表、損益計算書に記載していきます。A商事の当期末の貸借対照表は右のようになります。

貸借対照表

(平成×4年3月31日現在)

(単位：千円)

項目	金額	項目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	8,390	買掛金	4,800
売掛金	3,285	未払費用	300
商品	720	未払法人税等	15
貸倒引当金	△ 738	賞与引当金	100
流動資産合計	11,657	流動負債合計	5,215
II 固定資産		II 固定負債	
(有形固定資産)		退職給付引当金	100
建物付属設備	526	固定負債合計	100
(投資その他の資産)		負債合計	5,315
投資有価証券	80	(純資産の部)	
固定資産合計	606	I 株主資本	
III 繰延資産		資本金	6,000
創立費	80	資本準備金	1,000
繰延資産合計	80	利益剰余金	28
		株主資本合計	7,028
		純資産合計	7,028
資産合計	12,343	負債・純資産合計	12,343

A 商事の当期の損益計算書は次のようになります。

損益計算書

自 平成×3年4月1日
至 平成×4年3月31日 (単位：千円)

項目	金額	
売上高		9,000
売上原価		4,080
売上総利益		4,920
販売費及び一般管理費		
給与手当	3,600	
賞与引当金繰入額	100	
退職給付費用	100	
支払リース料	60	
貸倒引当金繰入額	738	
減価償却費	124	4,722
営業利益		198
営業外収益		
為替差益	45	
営業外収益合計		45
営業外費用		
創立費償却	20	
手形売却損	60	
営業外費用合計		80
経常利益		163
特別損失		
投資有価証券評価損	120	
特別損失合計		120
税引前当期純利益		43
法人税、住民税及び事業税		15
当期純利益		28

なお、I章「会計全般」で説明したとおり、株主資本等変動計算書と注記表も作成する必要があります。A 商事の当期の株主資本等変動計算書は次のようになります。

株主資本等変動計算書

自 H×3年4月1日
至 H×4年3月31日 (単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高(※)	5,000					5,000	5,000
当期変動額							
新株の発行	1,000	1,000	1,000			2,000	2,000
当期純利益				28	28	28	28
当期変動額合計	1,000	1,000	1,000	28	28	2,028	2,028
当期末残高	6,000	1,000	1,000	28	28	7,028	7,028

※設立時払込資本

A 商事の当期の注記表は次のようになります。

個別注記表

自 平成×3年4月1日 至 平成×4年3月31日

1. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
投資有価証券 移動平均法による原価法を採用しています。
 - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法による原価法を採用しています。
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
定率法を採用しています。
 - (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定に基づく法定繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、決算日において、従業員全員が自己都合によって退職した場合に必要な退職金の総額を計上しています。
 - (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - ① リース取引の処理方法
リース取引については、賃貸借取引に係る方法に準じて、支払リース料を費用処理しています。
 - ② 繰延資産の処理方法
創立費……5年間で償却しております。
3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	124千円
----------------	-------
4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数	140株
---------------------	------

注記表の基礎知識

コラム

Q どうして注記が必要なのでしょう？

A より充実した情報開示のためです。

決算書は、経営者が、企業の経営成績や財政状態を把握するとともに、企業の外部の利害関係者に経営成績や財政状態を伝える目的で作成しますが、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の情報を補足するために、一定の注記を記載する必要があります。

Q 注記には、どのようなことを書くのでしょうか？

A 会社計算規則では、会社形態に応じて、以下の表に示される注記表の作成を求めています。

会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く）の個別注記表（①）や会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表（②）については、注記を要しない項目が規定されています。

（○：注記を要求される項目、×：注記を要求されない項目）

項目	①	②
継続企業の前提に関する注記	×	×
重要な会計方針に係る事項に関する注記	○	○
会計方針の変更に関する注記	○	○
表示方法の変更に関する注記	○	○
会計上の見積りの変更に関する注記	×	×
誤謬の訂正に関する注記	○	○
貸借対照表に関する注記	×	○
損益計算書に関する注記	×	○
株主資本等変動計算書に関する注記	○	○
税効果会計に関する注記	×	○
リースにより使用する固定資産に関する注記	×	○
金融商品に関する注記	×	○
賃貸等不動産に関する注記	×	○
持分法損益等に関する注記	×	×
関連当事者との取引に関する注記	×	○
一株当たり情報に関する注記	×	○
重要な後発事象に関する注記	×	○
連結配当規制適用会社に関する注記	×	×
その他の注記	○	○



これらの項目は、注記表を作らないと分からないね。



注記表の作成は、大変ですけど、これを開示することで、企業外部の利害関係者からの信頼性を高めることができるのです。

0 会計を活かすことの重要性

Q 会計を活用するとどんなメリットがあるの？

A 会計をしっかりやることで、正しい財務情報が得られます。

また、それを利用することで以下のようなメリットがあります。

- ・自社の財務状況が明らかになり、投資判断、経営改善等の経営判断を的確にできる!
- ・金融機関、取引先等から信頼され、スムーズな資金調達や取引先の拡大につながる!

つまり、余分な負担をかけずに経営を改善でき、金融機関等からも信頼されるようになるのです。会計とその活用の方法については、自分の会社を長続きするしっかりした会社になりたい、もっと大きくしたい、といった経営者の方には絶対に必要な知識です。



経営者によくある悩み・疑問を明らかにしよう

経営者は、経営を行っていくうえで、様々な課題や悩みに直面します。例えば……

- ① 事業計画書ってどのようなもの？ どのように作成すればいいの？
- ② 資金繰り表ってどのようなもの？ どうして必要なの？
- ③ 「黒字倒産」ってよく聞くけど、どういうこと？
- ④ 黒字なのに資金繰りが厳しいのは何故？
- ⑤ 売上代金の回収期間や仕入代金の支払期間の見直しで資金繰りが楽になるの？
- ⑥ 在庫をしっかりと管理することで資金繰りが楽になるの？
- ⑦ 頑張って売上は増やしているけど、利益がそれほど増加していないのは何故？
- ⑧ 金融機関にはどのように評価されているのだろう？
- ⑨ 借入金を返済できるかどうかを見る上で重要な指標は何？

これらの中のいくつかは、適切な会計に基づく正しい財務情報を使って解決することができます。次ページ以降で見ていきましょう。

1 事業計画書を作成しよう

金融機関からの借入れを例に考えてみよう

中小企業を経営していくためには、資金繰りは常に気になります。日頃から金融機関との信頼関係を築き、資金調達が円滑に行えるようにしておくことが重要です。

この章では、A商事が金融機関から借入れをするケースを例に、金融機関は融資判断にあたりA商事のどのような点を注目しているか、A商事はどうしたらよいかについて考えてみます。

A商事は無事に第1期と第2期を乗り切り、第3期に入って今後の事業拡大のため金融機関からの借入を行うことを検討しています。そこでA社長は最寄の金融機関に融資相談に行きました。

※ここでは説明の都合上、第2期の決算書もP.28～29の第1期の決算と全く同じ結果になったとします。



Q 事業計画書とはどのようなものなのでしょうか？ どのように作成すればいいのでしょうか？

A 事業計画書は、会社の理念、事業内容、将来の目標、損益計画などを定めた計画書です。

ここでは、事業計画書のうち、損益計画を作成してみましょう。



A 商事の第3期から第7期の事業計画について、A社長は次のように考えています。

計画作成の前提

- 第3期にはスポット的な大口取引が決まっており、また、設備も導入するので、それ以降も売上高は每期15%アップ。
- 売上原価、その他経費も売上高の増加に応じて每期15%アップ
- 徐々に忙しくなることから、従業員数は、第3期までは現状のまま、第4期より1名増員、第6期よりさらに1名増員
- 第3期に今後の事業発展のため、8,000千円の設備を追加取得する。よって、第3期以降は減価償却費が増加する。
- 取引先の信用リスクはしばらく急変せず、また、期末残高もほぼ一定であろうと思うので、第3期以降も同額の貸倒引当金繰入額を計上する。
- 第2期の営業外収益は為替差益のみであり今後は発生しないとする。
- 営業外費用は、第5期まで創立費償却20千円が発生し、手形割引は売上高の増加に応じて増加。
- 特別損益は発生しないとする。
- 法人税等の税率は35.64%で計算。

(単位：千円)

	第2期 (実績)	第3期 (計画)	第4期 (計画)	第5期 (計画)	第6期 (計画)	第7期 (計画)
売上高	9,000	10,350	11,903	13,688	15,741	18,102
売上原価	4,080	4,692	5,396	6,205	7,136	8,206
売上総利益	4,920	5,658	6,507	7,483	8,605	9,896
販売費及び一般管理費	4,722	5,122	6,274	6,849	7,448	8,668
(うち人件費)	3,600	3,600	4,800	5,400	6,000	7,200
(うち減価償却費)	124	485	392	316	255	207
(うち貸倒引当金繰入額)	738	738	738	738	738	738
(うちその他経費)	260	299	344	395	455	523
営業利益	198	536	233	634	1,157	1,228
営業外収益	45	0	0	0	0	0
営業外費用	80	90	100	110	125	120
経常利益	163	446	133	524	1,032	1,108
特別利益	0	0	0	0	0	0
特別損失	120	0	0	0	0	0
税引前当期純利益	43	446	133	524	1,032	1,108
法人税等	15	159	47	187	368	395
当期純利益	28	287	86	337	664	713

各項目で前提を適切に設定すると、より具体的に事業計画を作成することができます。また、事業計画の前提となる事項を記載しておく、事業計画の実現可能性を金融機関に説明する際に役立ちます。

さらに、計画と実績を比較して乖離が出ている場合に、計画で置いた前提と実態との違いが項目別に把握できるので、経営改善や事業計画の見直しにも役立ちますよ。



2 資金繰り表を作成しよう

Q 資金繰り表とはどのようなものなのでしょうか？
 どうして必要なのでしょうか？

A 資金繰り表は、一定期間の資金の動きを把握するために作成する表です。

会社は資金がなければ活動することはできません。経営者は常に資金の動きを把握する必要がありますが、それは現在いくら資金を持っているか、ではなく、将来の状況を予測し、資金不足に陥ることがないようにしなければなりません。将来の資金の動きを把握するために「資金繰り表」の作成が必要となってくるのです。

また、将来の資金繰り表とともに、それまでの資金繰りの実績を管理することも自社の資金繰りのトレンドを把握する上で非常に重要です。資金繰り実績表と資金繰り予定表の両方を作成し、管理することで急な資金繰りの悪化を未然に防ぐことができるようになります。

資金繰り表作成の実際

それではA商事の第3期1年分の資金繰り予定表を作成してみましょう。

まず、資金繰り表を考える上で、A商事の取引先への支払条件や売上代金の受取条件、その他お金が必要となる事項を把握しておく必要があります。

資金繰り表作成の前提

A社の取引条件

取引内容	サイト
掛売上	売上げた月の翌々月の月末に回収
手形売上	売上げた月の翌々月の月末に回収 (なお、A商事は売上げた翌月に割引引いている)
掛仕入	仕入れた月の翌月の月末に支払
従業員給与	当月分を翌月10日に支払
その他経費	当月分を当月末に支払

その他お金が必要と分かっている情報

- 今後の事業拡大のため、5月には8,000千円の設備を購入する予定。
- 5月、8月、11月、3月には、売り上げた月に、代金を現金で支払ってくれる取引先との取引がある。
- 6月、9月には、売り上げた代金を手形で支払ってくる取引先との取引がある(受取手形で回収)。
- 第3期には、大企業とのスポット的な取引が決まっており、8月に現金1,000千円で仕入れ、9月にその大企業に売り上げ、資金の回収は12月に1,200千円回収することとなっている取引がある。
- A商事は、これまでの過去の資金繰り実績を見て気づいたのだが、期末の3月には駆け込みで販売が伸びるが、その分年度明けの4月はすごく暇な月になる傾向がある。

これらの予定及び見通しを基に、A社長は、第3期の事業計画から月次で発生する資金取引を検討し、次ページの表を作成しました。

資金繰り実績表と資金繰り予定表をトータルで1年間分(例えば実績6ヶ月分、予定6ヶ月分)作成しておく、事業計画の達成も意識した資金繰り管理ができます。受注明細などがあると資金繰り表を作成しやすいし、根拠を聞かれても説明しやすいですね。



第3期 資金繰り表

(単位：千円)

項目	月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
前月繰越①		8,390	8,765	2,040	1,415	2,040	915	590	1,415	1,790	2,015	2,190	2,415	8,390	
経常収支	収入	現金売上		500		500			500				300	1,800	
		売掛金回収 (受取手形)	1,000	1,500		900			1,000	500	1,200	800	700		7,600
					(500)			(500)							(1,000)
		②経常収入合計	1,000	2,000	0	900	500	0	1,000	1,000	1,200	800	700	300	9,400
	支出	現金仕入		400			1,000	500		300		300		300	2,800
		買掛金支払	300		300	400	300		300		150		150		1,900
		人件費	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	3,600
		経費	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	300
		③経常支出合計	625	725	625	725	1,625	825	625	625	475	625	475	625	8,600
	④経常収支差額②-③	375	1,275	-625	175	-1,125	-825	375	375	725	175	225	-325	800	
経常外収支	借入金						500								
	手形割引				450			450						900	
	⑤財務収入合計	0	0	0	450	0	500	450	0	0	0	0	0	900	
	借入金返済									500					
	固定資産購入		8,000											8,000	
	⑥財務支出合計	0	8,000	0	0	0	0	0	0	500	0	0	0	8,000	
⑦経常外収支差額⑤-⑥	0	-8,000	0	450	0	500	450	0	-500	0	0	0	-7,100		
次月繰越 ①+④+⑦		8,765	2,040	1,415	2,040	915	590	1,415	1,790	2,015	2,190	2,415	2,090		

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
社長の 考え	○第2期からの繰越預金十分。 ○2月分の売上の回収(売掛金回収1,000)もあり、4月は資金繰りに余裕がある。 ○でも、3月にたくさん売れた分、4月はほとんど売れない見込み・・・	○今後の事業の発展のため、8百万円の設備を購入! ○3月には期末の売上増加効果でたくさん売れたので、資金の回収も十分。 ○5月末はまだ十分資金が残る見込み。	○4月の年度明けの売上減少により、売上の回収金は期待できない。 ○6月には販売した取引先から受取手形を受け取るので、7月は銀行で割引をして資金繰りを回そう!!	○過去のトレンドを見ていると、5月は平均的な売上があることから、売掛金の回収900が見込まれる。 ○でも6月に仕入れた分の支払をしなければならぬので、受取手形を銀行で割引した資金を足しにしよう。	○8月には現金で支払ってくれる取引先への売上があるので、その分の現金収入500は見込まれる。 ○また、大企業とのスポット取引があるため、その分現金で仕入(1,000)をしておく必要がある。 ○資金はギリギリだ。	○9月は受取手形500が入ってくるだけ。 ○人件費を減らすわけにもいかないの、どうにかしなければお金が底をついてしまう。 ○銀行から借入をしなければ資金が回らない。
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	○8月に売り上げた分の売掛金が入ってくるので、少し資金に余裕が出る。	○9月に掛けで売り上げた分の回収と、11月に現金で支払ってくれる取引先からの回収があるため、資金繰りは安定。	○8月に仕入れて、9月に販売した大企業との大口取引の回収金1,200が入ってくるので、かなり資金繰りは安定。 ○銀行から短期資金として借りていた500もこの月に返済しよう。	○売掛金の回収も、仕入の支払も資金的に問題はない。	○これまでのトレンドを考えると、2月は売上の回収も仕入の支払も平均的な水準。資金繰りも安定。	○3月は現金で支払ってくれる取引先との取引があるので、資金繰りは回る。

資金繰り表の作成で注意することはありますか？



- ①合計欄の現金売上と売掛金回収、受取手形の合計額は、だいたい事業計画書の第3期の予想売上高に近い値になります(上記○部分)。
 - ②同じように、合計欄の現金仕入、買掛金支払、(ある場合には支払手形も含む)の合計額は、概ね事業計画書における第3期の仕入額(≒売上原価)に近い値になります(上記○部分)。
- その他、人件費の合計金額なども事業計画書と大きく異なる場合には、事業計画書の見直しも検討しましょう。

資金繰り表と先程作成した事業計画書は密接に関係しています。整合性のとれた事業計画書や資金繰り表を活用して、金融機関に対して自社の状況を正確に説明し、信頼関係を構築していきましょう。



3 資金繰り表を活用しよう

Q よく「黒字倒産」という言葉を耳にしますが、「黒字なのに倒産する」ってどういうこと!?

A A商事の事業計画書と資金繰り表を見てみましょう。

A商事の第3期の事業計画は、売上も経常利益も増加し、増収増益の順風満帆な企業と言えます。しかし、資金繰り表の方を見ると、当社の9月の状態は銀行からの借入500千円が無ければ、手許の資金がほとんど無い状態となり、少し予定が狂えば資金が無くて倒産せざるを得ない状態になってしまっています。このように、損益計算書では前期も当期も黒字であるような企業でも、将来の資金繰り見通しを誤ってしまうと倒産に追い込まれることもあり、このような場合を「黒字倒産」と言います。

Q 黒字なのに資金繰りがギリギリであったり、厳しくなったりしているのは何故ですか？

A A商事の資金繰り表で資金繰りが厳しくなっているポイントは主に4つあります。

- ① 8百万円の設備の購入について、あまり計画を立てていない。
- ② 大企業とのスポット的な大口取引が発生することが分かっているのに、その資金について計画を立てていない。
- ③ 販売先からの売上代金の回収期間が長く、仕入先への代金の支払期間が短い。
- ④ 仕入れたものがすぐに売れていないのかも知れない。

このうち、①、②については、前もって資金繰り予定表を作成し、将来の資金繰りの見通しを把握できたので、これから十分な資金計画を立てられるはずで。

①については設備をリースで調達したり、購入資金を銀行から借り入れる方法、もしくはもう少し安い設備を探すなどの対策が考えられます。

②についても、銀行から短期資金を借り入れるなどの方法が考えられます。

①、②などのように、毎期発生するものではない、特別な事象については、早めにその資金計画を考え、時間を掛けて十分に方法を検討することが重要です。

一方、A商事の資金繰りを改善するために最も重要なのは③や④の売上代金の回収期間や仕入先への支払期間、商品などの在庫が売れていくスピードの見直しです。次のページで詳しく見ていきましょう。

前もって資金繰り計画を立てておけば特別な事象については資金計画を立てられるね。
自己資金……リース……銀行借入……。



4 資金繰りを改善するポイント



売上代金の回収期間や仕入代金の支払期間を見直せば資金繰りが楽になるって本当？



売上代金を早く回収し、仕入代金を出来るだけ遅く支払う条件とすることで、資金繰りが楽になります。

ここでは前ページで問題点の③として挙げられていた売上代金の回収期間や仕入代金の支払期間（資金収支のサイト）に注目してA商事の資金繰りの改善点を検討しましょう。

①取引ごとに資金収入、資金支出のサイトを確認しましょう

A商事の取引ごとの資金収支のサイトは以下の通りでした。

取引内容	サイト
掛売上	売上げた月の翌々月の月末に回収
手形売上	売上げた月の翌々々月の月末に回収 (なお、A商事は売上げた月に割り引いている)
掛仕入	仕入れた月の翌月の月末に支払

②改善できる取引を洗い出しましょう

A商事の取引の資金収支のサイトを見ると、資金繰りを考える上で大きな問題点があります。それは、

債権（売掛金、受取手形など）の回収サイト > 債務（買掛金、支払手形など）の支払サイト

となっている点です。

このような状態ですと、常に資金が先に流出してしまうので資金繰りに行き詰ってしまいます。

債権の回収サイトや債務の支払サイトを確認するには、貸借対照表と損益計算書を使って下記の指標を計算すれば大体各サイトが何日ぐらいになっているのかを把握できます。

債権の回収サイト

$$\text{売上債権回転期間(日)} = \frac{\text{受取手形(割引・裏書譲渡手形残高含む)} + \text{売掛金}}{\text{売上高}} \times 365$$

債務の支払サイト

$$\text{仕入債務回転期間(日)} = \frac{\text{支払手形} + \text{買掛金}}{\text{仕入高}} \times 365$$

③改善策を講じよう

それではA商事はどのような対策を取ればよいのでしょうか。

まず、売上債権の回収サイトを短縮することを売上先に交渉しましょう。売上債権の回収サイトの短縮が難しい場合は仕入債務の支払サイトの延長を仕入先に交渉しましょう。少なくとも売上債権の回収サイトと仕入債務の支払サイトは同期間にすることが必要です。

目標

$$\text{売上債権回転期間(日)} \leq \text{仕入債務回転期間(日)}$$

Q 在庫を管理することで資金繰りが楽になるって本当？

A 在庫は出来るだけ抱えないようにすることで、資金繰りが楽になります。

ここでは上記問題点の④に挙げられていたポイントで、在庫（棚卸資産）が売れていくスピードを把握し、資金繰りに影響を与えていないかを確認してみましょう。

①在庫を仕入れて、売れていくまでの期間を考える

お金で仕入れた在庫が売れずにいつまでも倉庫の中に眠っているということは、それを売り上げて代金を回収するまでの間、その分のお金が使えないということであり、資金繰りを圧迫する原因になります。

在庫を仕入れてから販売するまでに、何日間A商事が在庫を抱えているかを確認する指標として、「棚卸資産回転期間」という指標があります。貸借対照表に記載されている棚卸資産（商品、製品、仕掛品、材料など）の残高を使って計算してみましょう。

$$\text{棚卸資産回転期間(日)} = \frac{\text{棚卸資産}}{\text{売上原価}} \times 365$$

第2期のA商事の貸借対照表と損益計算書から計算してみましょう。

A商事の場合

$$\text{棚卸資産回転期間(日)} = \text{棚卸資産(720)} \div \text{売上原価(4,080)} \times 365 = 64.4\text{日}$$

このことから、A商事では、在庫を仕入れて販売するまでに、大体64日程度在庫を所有していることがわかります。

②改善策を講じよう

在庫の所有日数を短くするためには、仕入れをするタイミングや販売するタイミングを見直すなどの方法が考えられます。



参考

その他の資金繰り改善策

資金収支のサイトや在庫の滞留状況を改善する以外にも資金繰りを改善する方法はあります。そのうち主なものを紹介しておきます。

- ・現金売上や前受売上の割合を高める。
- ・遊休資産を売却する（建物や土地は使用していなくとも固定資産税や保守費などのコストが発生します）。

5 営業利益を高めよう

Q 頑張って売上を増やしているのに、
営業利益がなかなか増えないのはなぜ？

A 以下の改善ポイントを見ていきましょう。



営業利益を改善するポイント

ここでは売上高はA社長の作成した事業計画通りに推移すると仮定して、営業利益を増加させる、つまり売上高営業利益率を改善するポイントを紹介します。

$$\text{売上高営業利益率 (\%)} = \frac{\text{営業利益}}{\text{売上高}} \times 100$$

① 売上原価の見直し

売上高の増加率と同率で売上原価が増加しています。売上取引の規模が増加するということは、仕入取引の規模も増加します。仕入先を見直したり、仕入量に応じて仕入単価を安くしてもらうなど売上原価を圧縮させることができないか検討してみましょう。

② 人件費の見直し

給与、賞与などの金額や人員の配置等は適当かなどを検討しましょう。

③ 貸倒損失の削減

貸倒引当金繰入額が每期多額に計上されています。得意先の与信管理を徹底し貸倒の発生を減少させましょう。

④ 過剰投資の見直し

第3期に新たな固定資産を取得することで減価償却費が増加しています。本当に必要な投資であるか、代替できるより安価な投資案件はないか検討してみましょう。

⑤ その他経費の見直し

その他の経費のうちムダな費用がないか検討してみましょう。

6 金融機関の目線を知ろう

Q 金融機関の人から当社がどのように評価されているのかが気になります。

A 金融機関との取引を円滑にするために金融機関の目線を知ることは有益なことです。

金融庁が金融機関に対して企業への資金提供という役割を適切に果たしているかを検証するための具体的なチェックポイントなどを定めた「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」などを知っておくことも資金調達に役立つかもしれません。

金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の中でも、中小企業の債務者区分の判断を行う上で「企業の技術力、販売力、経営者の資質やこれらを踏まえた成長性」について着目する必要があると書かれていますが、このうちの「経営者の資質」の中に、「財務諸表など計算書類の質の向上への取組み状況」が挙げられています。

また、金融検査マニュアルでは、経営者の経営努力や経営改善に向けた取組みを高く評価することとされており、「計画」を立て、具体的に実践していく中小企業の取組みを高く評価するといった内容にもなっています。

「中小企業の会計に関する基本要領」に準拠して計算書類の信頼性を高め、それを活用して計画を立て、経営を良くしていく取組みは金融機関との関係においても良い取組みと考えられます。



URL <http://www.fsa.go.jp/policy/chusho/nattoku.pdf>

7 借入金の返済はできる？

Q 経営状況の健全性の把握や、融資を受ける際にポイントとなる指標があれば教えてください。

A 借入金を返済できるかどうかを見る上で重要と考えられる自己資本比率、当座比率、債務償還年数について見てみましょう。

① 自己資本比率

自己資本比率は、会社の経営の安全性を見る指標です。自己資本比率が高い会社は借入等にあまり頼らずに自社のお金で経営が出来ていると言え、また、これまで経営を堅実にやり、内部留保の充実に努めてきた証にもなります。金融機関から見た場合にも、自己資本比率の高い会社は少々の環境変化等があっても耐える体力がある会社として評価されます。

$$\text{自己資本比率 (\%)} = \frac{\text{純資産}}{\text{総資産}} \times 100$$

② 当座比率

当座比率とは、短期的な債務の支払能力を示す指標で、一般的に以下の式で算出されます。

$$\text{当座比率 (\%)} = \frac{\text{当座資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

当座資産とは、流動資産のうち換金性の高い資産をいいます。例えば、現金、預金、受取手形、売掛金、有価証券などが挙げられます。短期に返済しなければならない流動負債を直ちに返済する能力(当座資産)をどれくらい有しているかが分かります。一般的に当座比率が100%以上であることが望ましいとされています。

同様の指標で流動比率がありますが、これは流動資産÷流動負債×100＝流動比率(%)で算出されます。つまり、当座比率は流動比率をより厳しくみた比率であるといえます。

③ 債務償還年数

債務償還年数とは、有利子負債(短期借入金、長期借入金、社債)を、稼いだ現金預金によって何年で返済できるか、ということを示す指標で、一般的に以下の式で算出されます。

$$\text{債務償還年数 (年)} = \frac{\text{有利子負債}}{\text{営業キャッシュ・フロー}}$$

営業キャッシュ・フローとは、会社の本来の営業活動から得られた現金預金のことです。営業キャッシュ・フローを算出するにはキャッシュ・フロー計算書という計算書を作成しなければならないのですが、簡便的に以下の算式でも求めることができます(精緻な営業キャッシュ・フローの金額とはならないことに留意が必要です)。

営業キャッシュ・フロー＝経常利益＋減価償却費－法人税等

つまり、債務償還年数とは、有利子負債を会社の何年間の営業活動で得られる現金預金で返済できるかということの意味します。

一般的に債務償還年数が**10年以内**であれば債務返済能力が高いと考えられています。

経営お役立ち情報

中小企業の皆様に「中小会計要領」を経営力や資金調達力の向上を図るためのツールとして利用してもらうために、中小企業、金融機関、税理士、公認会計士の各関係団体などと、中小企業庁や金融庁が連携し、一丸となって「中小会計要領」の普及・活用を進めています。

★「中小会計要領」について学びたい！！

中小企業基盤整備機構では、「中小会計要領」についてのセミナーを開催しております。「中小企業会計啓発・普及セミナー」の開催予定については下記で公開されておりますので、是非ご参照ください。また、セミナーのダイジェスト版もご覧いただけますので、そちらもご活用ください。

 <http://www.smrj.go.jp/jinzai/seminar/001398.html>

★資金調達にかかるお得情報は？

日本政策金融公庫において、「中小会計要領」や「中小会計指針」を適用した計算書類の作成及び期中における資金計画管理等の会計活用を目指す中小企業に対して、貸付を行う融資制度を取り扱っています。

★中小企業の会計ツール集

中小企業の計算書類の様式の他、2期分の決算書を入力するだけでキャッシュフロー計算書が作成できる簡易作成ツールもご利用いただけます。

 http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/kaikei_tool.html

★ 経営自己診断システム(独立行政法人中小企業基盤整備機構作成)を活用しよう

入力するだけで、自社の財務状況がより詳細に確認できます。

URL <http://k-sindan.smrj.go.jp/>

当システムにアクセスし、自社の主要な財務データを入力すれば、自社の①財務分析、②国内同業種中小企業の中の位置づけ、③経営危機度が表示されます(利用料無料、登録不要です)。

なお、データは有限責任法人CRD協会に蓄積されている約127万社以上、デフォルトデータ17万社以上の中小企業の財務データを用いております。

①決算書項目内容入力画面



・ 自社の決算書項目(26項目)を入力してください。

②総合診断結果画面



・ 財務分析が行われ、自社の値と業界の値を比較します。
・ ワースト3項目について、解説が出力されます。

③資金繰診断結果画面



・ 安全性に着目して自社の値を業界標準やデフォルト(倒産)企業の値と比較します。
・ 経営危険度診断を行い、「安全」「警戒」「危険」の3段階で結果を表示します。

④個別指標診断結果画面



・ 27の財務指標について、自社の値を個別に業界基準値と比較します。
・ 個別指標の解説も表示することができます。

★ 支援情報を知りたい方へ

次のアドレスから経営の一助となる様々な情報が入手できます。定期的にご覧になってください。

● 日本商工会議所	http://www.jcci.or.jp/
● 全国商工会連合会	http://www.shokokai.or.jp/
● 全国中小企業団体中央会	http://www.chuokai.or.jp/
● 全国商店街振興組合連合会	http://www.syoutengai.or.jp/
● (独)中小企業基盤整備機構(J-NET21)	http://j-net21.smrj.go.jp/
● 日本税理士会連合会	http://www.nichizeiren.or.jp/
● 日本公認会計士協会	http://www.hp.jicpa.or.jp/
● (社)中小企業診断協会	http://www.j-smeca.jp/

索引

主な会計用語

会計	P.03	経過勘定	P.24
中小企業の会計に関する基本要領	P.04	賞与引当金	P.25
中小企業の会計に関する指針	P.04	退職給付	P.26
決算整理	P.05	退職金規程	P.26
決算書	P.06	退職一時金制度	P.26
貸借対照表	P.06	自己都合要支給額	P.26
損益計算書	P.07	企業年金制度	P.26
株主資本等変動計算書	P.08	退職給付引当金	P.26
繰延資産	P.11	決算書の作成	P.27
リース取引	P.12	仕訳帳	P.27
リース期間定額法	P.12	総勘定元帳	P.28
固定資産	P.13	個別注記表	P.30
減価償却	P.14	事業計画書	P.33
棚卸資産	P.15	資金繰り表	P.35
原価法・低価法	P.15	資金繰り表の作成	P.35, P.36
時価	P.16	黒字倒産	P.37
貸倒引当金	P.18	売上債権回転期間	P.38
貸倒損失	P.19	仕入債務回転期間	P.38
純資産	P.20	棚卸資産回転期間	P.39
株主資本	P.20	自己資本比率	P.42
有価証券	P.21	当座比率	P.42
時価の著しい下落	P.22	債務償還年数	P.42
外貨建て取引	P.23	営業キャッシュフロー	P.42
為替相場	P.23	経営自己診断システム	P.44



MEMO

A large sheet of white memo paper with horizontal blue lines and a vertical red margin line on the left side. The paper is attached to a clipboard at the top right.



中小企業庁財務課

〒100-8912 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1
TEL : 03-3501-5803 FAX : 03-3501-6868
中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/>
Eメールアドレス qqocbh@meti.go.jp

2012-財務課-一般-中-009

2017年6月